

横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 ご利用料金表 (令和 4年 10月 1日改定)

介護報酬内容	基本単位	日常生活支援加算 I (円)	常時介護加算 II (円)	常時介護加算 III (円)	常時介護加算 IV (円)	常時介護加算 V (円)	常時介護加算 VI (円)	第4段階以上 31日計算 (円) (市民税課税世帯の方)										第3段階 31日計算(円) (世帯非課税世帯で、本人の合計所得金額が前年度に比べて120万円以下の方。① (市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額が前年度に比べて120万円を超える方。)						第2段階 31日計算(円) (市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額が前年度に比べて120万円以下の方。)			第1段階 31日計算(円) (世帯全員が市民税非課税世帯で、世帯総収入が前年度に比べて120万円以下の方。)						
								①介護給付サービス利用料(単位)	②介護職員等特定処遇改善加算(単位)	③介護職員等特定処遇改善加算(単位)	④介護職員等特定処遇改善加算(単位)	⑤+⑥+⑦+⑧の合算	居住費(1171円/日)	食費(1448円/日)	1割負担合計金額(円)	2割負担合計金額(円)	3割負担合計金額(円)	①+②+③+④の合算	居住費(820円/日)	①食費(850円/日)	①の方/合計金額(円)	②の方/居住費(820円/日)	②の方/食費(1360円/日)	②の方/合計金額(円)	①+②+③+④の合算	居住費(420円/日)	食費(890円/日)	合計金額	①+②+③+④の合算	居住費(320円/日)	食費(300円/日)	合計金額	
従来型個室(一人部屋)	要介護1	573						639	19,809	1,844	535	317	22,305			103,401	125,708	148,011	22,305			67,875			89,885	22,305			47,415	22,305			41,525
	要介護2	641						707	21,917	1,819	592	351	24,679			105,775	130,454	155,133	24,679			70,249			92,259	24,679			49,789	24,679			43,899
	要介護3	712	36	6	13	11	0	778	24,118	2,002	651	386	27,157	36,301	44,795	108,253	135,410	162,567	27,157	25,420	20,150	72,727	25,420	42,160	94,737	27,157	13,020	12,090	52,267	27,157	9,920	9,300	46,377
	要介護4	780						846	26,226	2,177	708	420	29,531			110,627	140,158	169,689	29,531			75,101			97,111	29,531			54,641	29,531			48,751
	要介護5	847						913	28,303	2,349	784	453	31,869			112,965	144,834	176,703	31,869			77,439			99,449	31,869			56,979	31,869			51,089
多床室(2・4人部屋)	要介護1	573						639	19,809	1,844	535	317	22,305			93,605	115,910	130,727	22,305			53,925			75,935	22,305			45,865	22,305			31,805
	要介護2	641						707	21,917	1,819	592	351	24,679			95,979	120,658	137,051	24,679			56,299			78,309	24,679			48,239	24,679			33,979
	要介護3	712	36	6	13	11	0	778	23,746	1,971	641	380	26,738	26,505	44,795	98,038	124,776	142,538	27,157	11,470	20,150	58,777	11,470	42,160	80,787	27,157	11,470	12,090	50,717	27,157	0	9,300	36,457
	要介護4	780						846	26,226	2,177	708	420	29,531			100,831	130,362	149,978	29,531			61,151			83,161	29,531			53,091	29,531			38,831
	要介護5	847						913	28,303	2,349	784	453	31,869			103,169	135,038	156,209	31,869			63,489			85,499	31,869			55,429	31,869			41,169

※利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「確認証」をお持ちの利用者様は食費、居住費の負担額が軽減されます。

※利用したサービス費の1割の利用者負担合計額が一定額を超えたときは申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます。負担上限額は負担段階第1・第2段階/15,000円、第3段階/24,600円、第4段階/37,200円(但し単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方は44,400円となります)。

※介護職員処遇改善加算 I = 所定単位数(基本単位+加算単位) × 83 / 1000
 介護職員特定処遇改善加算 I = 所定単位数(基本単位+加算単位) × 27 / 1000
 介護職員ベースアップ等支援加算 = 所定単位数(基本単位+加算単位) × 16 / 1000

◆その他の介護給付サービス加算 (下記加算が算定された場合にも処遇改善加算の所定単位数に含まれます。その場合上記の合計金額に変動が生じます)。

加算	加算条件	単位(1割分)	(2割分)	(3割分)
初期加算	ご入所者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算	30	60	90
入院・外泊時加算	ご入所者が入院及び外泊の場合にひと月6日(月を跨いだ場合は連続の最大12日)を限度として加算。(ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)。	246	492	738
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。	6	12	18
看取り介護加算	医師が終末期であると判断したご入所者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行なった場合に加算。(45日を限度とする。退所の日の翌日から死亡日までの間は算定しない。死亡日以前4~30日、31~45日以下、死亡日の前日、前々日、死亡日により加算額が決まる。	1280・680・144・72	2560・1360・288・144	3840・2040・432・216

※今後、施設の様子が変われば、新たな加算を算定させていただく場合があります。その際は、事前にお知らせいたします。

*入院や外泊でお部屋を空けておく際には、一日あたり下記の居室料をご負担いただきます。(負担段階は利用者負担減額認定に基づく段階を適用するもの)。

従来型個室(一人部屋)	第4段階以上:1171円	第3段階:820円	第2段階:420円	第1段階:320円
多床室(二人部屋)	第4段階以上:855円	第3段階①②、第2段階:370円	第1段階:負担なし	

※食事単価(※1, 446円/日額)		
朝食	昼食	夕食
400円	525円	520円